

東海市告示第62号

令和6年度東海市がん患者医療用補正具購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和6年度東海市がん患者医療用補正具購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、がんの治療に伴う外見変貌を補完する医療用補正具（医療用ウィッグ及び乳房補正具をいう。以下「補正具」という。）を購入した者に対し、令和6年度東海市がん患者医療用補正具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、がん患者の精神的・身体的・経済的負担を緩和し、がんと共生社会の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療用ウィッグ がんの治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するかつらをいう。
- (2) 乳房補正具 外科的治療等に伴う乳房の形の変化に対応するための補正下着、補整パッド又は人工乳房をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補正具を購入した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) 同種の補正具についてこの要綱及び前年度以前にこの要綱に相当する要綱等により補助金の交付を受けていないこと。

- (4) 同種の補正具について補助金と同等の愛知県内の他の市町村による補助を一度も受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補正具の購入に要した費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらずケア用品、レンタル費用、購入に係る手数料、送料等の購入費用以外については補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額（当該額が20,000円を超えるときは、20,000円）の合計額とする。

- (1) 医療用ウィッグの購入に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。
- (2) 乳房補正具の購入に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。

- 2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補正具を購入した後、申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) がんの治療を受けたこと又は現に受けていることを証明する書類
- (2) がんの治療に伴う脱毛又は外科的治療等に伴う乳房の変形の状態が分かる書類
- (3) 補正具の購入に要した費用の支払が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により未成年者の補正具の購入について申請する場合には、当該未成年者の保護者が行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。